

# 業務説明資料

## 1 件名

横浜市ひとり親家庭思春期・接続期支援事業（子への学習支援）委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

なお、契約は単年度となりますが、今回のプロポーザルによる選定は、各年度の予算が確定することを前提に3年間有効とします。

## 3 履行場所

受講者の居宅

## 4 目的

つまずきやすい中学への接続期であり、思春期を迎えて親子の関係が難しくなる中学1年生の時期において、ひとり親家庭の児童を対象とし、家庭訪問による学習支援を行い、一人ひとりの学習における悩みの克服や、学習・生活習慣の定着を図ることにより、進学への支援や将来のビジョンの育成を行うことを目的とする。

## 5 対象者

本事業の対象となる対象者は、市内に居住するひとり親家庭の児童で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 事業実施年度に中学1年生である児童
- (2) ひとり親家庭の親に対する相談支援の申請をした者が養育する児童
- (3) 過去に本事業を利用したことのない児童

## 6 業務内容

横浜市が利用を決定した50名の児童（以下「受講者」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 学習習慣を定着させ、基礎的な学力の向上を図るための学習支援及び学習支援に伴う進学等に関する相談
- (2) 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

## 7 実施方法

受託者は、当該年度の1月から3月の3か月の間に、受講者一人につき10回授業を行うこととし、1回あたり2教科以内をおおむね2時間以内に実施するものとする。実施する日時や教科等、実施にあたり必要な内容は、受託者、受講者及び受講者の保護者が調整して決定する。

## 8 実施体制

受託者は、次に掲げる職員を設置する。また、(2)については、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮できる者（ひとり親家庭で育った者やひとり親家庭に対する支援の経験及び知識を有する者等）を優先して配置するよう努めるものとする。

- (1) 支援員の募集、選定及び派遣の調整並びに教材の作成等を行うコーディネーター
- (2) ひとり親家庭の児童の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められ、受講者に対して適切な学習支援等を行うことができる支援員

## 9 利用料

受託者は、本事業の実施にあたり、利用者から利用料等を徴収することはできない。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合は、本事業の実施にかかる教材費等の実費相当分を利用者から徴収することができる。

## 10 事故及び損害の責任

- (1) 受託者は事業実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、横浜市に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理にあたるものとする。
- (2) 受託者は、事業実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故等について、書面により速やかに横浜市へ報告しなければならない。

## 11 委託契約約款の遵守

この契約による事務を遂行するにあたっては、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。

## 12 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の遵守

この契約による事務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 13 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 14 その他

- (1) 受託者は、本事業実施にあたっては、関係法令、要綱及び委託契約書を遵守する。受託者がそれらを遵守せず、その運営に適性を欠く時には、横浜市は受託者に対し、必要な改善を勧告することができる。勧告を受けた受託者は、必要な改善を行わなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせることはできない。

- (3) 受託者は、職員に対し、業務の実施に必要な研修を実施する。
- (4) 受託者は、横浜市が実施する委託業務の履行状況等を確認するための調査に協力しなければならない。
- (5) 受講者及びその保護者との連絡調整を受託者が行う場合の調整方法については、横浜市と受託者が協議のうえ決定する。
- (6) 受託者は、親への相談支援を実施する事業者と連携を図りながら事業を実施することとする。なお、親への相談支援を行う事業者については、別途通知する。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、横浜市と協議のうえ決定する。